

令和 8 年 7 月 2 1 日

都市建設常任委員協議会会議概要

委 員 長 渡 部 伸 広

副委員長 里 村 誠 悦

1 開催日時 令和8年7月21日（火曜日）午前9時57分～午前10時26分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

- (1) 公の施設の指定管理者の募集等について
- (2) 合浦公園の施設被害について
- (3) 事故の報告について
- (4) 事故の報告について
- (5) 「青森市自動車運送事業経営戦略（2021－2030）」の改定について
- (6) 令和7年度における市営バスの交通事故発生状況について
- (7) ねぶた祭、お盆の市営バス運行について

○出席委員

委員長 渡部伸広
副委員長 里村誠悦
委員 赤平勇人
委員 中村美津緒

委員 木戸喜美男
委員 工藤健
委員 長谷川章悦
委員 花田明仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 舘山新
都市整備部長 木村颯希
都市整備部理事 土岐政温
浪岡振興部長 奈良英文
水道部長 舘山公
交通部長 高野雅子
都市整備部次長 櫻田文明

都市整備部次長 福士秀徳
都市整備部参事 小田一彦
水道部次長 森田新
交通部次長 佐々木英次
交通部管理課長 今村剛志
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課長 横内英雄

議事調査課主査 石田彩美

○渡部伸広委員長 ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、奈良浪岡振興部長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「公の施設の指定管理者の募集等について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 青森地区における都市公園の指定管理者の募集等について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

現在、青森地区においては、比較的面積の大きい近隣公園以上の都市公園であります合浦公園ほか 14 施設について、指定管理者制度を導入し、管理業務を行っております。

現在の指定期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年となっており、令和 9 年度からの指定管理者の募集を行うものであります。

募集内容としましては、対象施設が合浦公園ほか 14 施設、指定期間が令和 9 年 4 月 1 日からの 5 年間、募集形態が公募としております。

今後のスケジュールですが、募集要項の配布から青森市指定管理者選定評価委員会による選定審査、指定議案の提案など、一連のスケジュールについては、資料に記載のとおりであります。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「合浦公園の施設被害について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 合浦公園における施設被害について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

資料の 1 ページから 2 ページを御覧ください。

本事案が発見された日時は、令和 8 年 6 月 13 日土曜日の午前 8 時 30 分頃で、被害場所につきましては、合浦公園内の合浦亭北側トイレであります。

資料の 3 ページから 4 ページを御覧ください。

状況の経過につきましては、6 月 12 日金曜日の午後 1 時 20 分頃、清掃作業員が当該トイレを確認した際には異常は見られませんでした。翌 13 日土曜日の午前 8 時 30 分頃、清掃作業員が当該トイレに行った際、窓ガラスや蛇口等の破損を発見し、指定管理者から市に報告があったものであります。

発生日時につきましては、清掃作業員が最後に異常がないことを確認した 6 月 12 日金曜日の午後 1 時 20 分頃から、窓ガラスや蛇口等の破損を確認した翌 13 日土曜日の午前 8 時 30 分頃までの間と考えております。

被害状況につきましては、窓ガラス 5 枚、水道蛇口 5 か所及び物置扉が破損して

いることを確認しております。

被害箇所が複数に及んでおり、意図的に破損されたものと見受けられること、また、同トイレでは以前から窓ガラスや物置扉等が破損される被害が確認されていることから、悪質性が高い事案であると判断し、市は6月13日付で青森警察署に被害届を提出し、同日付けで受理されております。

今回の事案を受けまして、市といたしましては、本年4月26日に被害が発生した際にも青森警察署に対し、当該トイレ周辺の巡回について協力を依頼しているところではありますが、今回、再度被害が発生したことを踏まえ、当該トイレ周辺の巡回をさらに強化していただくよう、改めて協力を依頼したところであります。

あわせて、市では被害の再発防止に向け、6月15日に現地に注意喚起の貼り紙を設置するとともに、青森市公式Xによる情報発信を行ったところであります。

しかしながら、同日夜に合浦公園内の小動物舎に爆竹が投げ込まれ、破裂音が鳴ったとの通報があったほか、翌日朝には、現地に設置していた注意喚起の貼り紙の焼損も確認されたことから、引き続き警察及び指定管理者と情報共有を図りながら対応してまいります。

また、当該公園への防犯カメラの設置については、今年度中の設置に向けて、青森地区防犯協会、警察及び市の3者で協議を進めているところであります。

なお、防犯カメラが設置されるまでの対策といたしまして、指定管理者が仮設の屋外用カメラを6月26日に設置しております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 市道の破損に起因して発生した事故1件につきまして、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和8年5月19日火曜日、午前10時頃に、大字安田字近野の市道安田19号線において、走行中の車両がグレーチングの跳ね上がりにより、左側スプラッシュガード、左側フロントフェンダー及び左側サイドシルを損傷したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、グレーチングの交換をしたところです。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しているほ

か、市ホームページ上にて、広く市民の皆様に情報提供の御協力を呼びかけているところではありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告については、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 市道の破損等に起因して発生した事故 1 件につきまして、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和 8 年 5 月 29 日金曜日、午後 4 時 30 分頃、浪岡地区下十川の市道富柳線において、法人所有の普通自動車国道 7 号方面から藤崎町富柳方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷させたものであります。

なお、事故発生箇所につきましては、市職員により穴埋めによる応急補修をしたところであります。また、今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、現在は被害者との示談に向け、市が加入している道路賠償責任保険の引受会社も含め交渉中であります。

市道の破損箇所につきましては、職員によるパトロールのほか、公共交通や地域団体との連携を図りながら早期発見に努めてきたところであり、今後も市道の安全管理と事故の未然防止を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、『青森市自動車運送事業経営戦略（2021－2030）』の改定について」報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 青森市自動車運送事業経営戦略（2021-2030）の改定について御報告いたします。

本経営戦略の改定につきましては、5 月 21 日開催の本常任委員協議会におきまして、改定素案の概要及びわたしの意見提案制度の実施について御説明させていただいたところですが、意見募集が終了し、令和 8 年 6 月に改定しましたので御報告するものであります。

資料①『青森市自動車運送事業経営戦略（2021－2030）改定（素案）』に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

5 月 22 日から 6 月 21 日までの 1 か月間、わたしの意見提案制度に基づき意見募

集を実施した結果、「3 提出された意見」に記載のとおり、1 名の方から 2 件の御意見をいただきました。

その御意見と対応結果につきましては、いずれも記述・整理済みとしたものであり、提出された御意見の概要とこれに対する市の考え方につきましては、3 ページに記載のとおりとなっております。

資料②は改定の概要、資料③は改定後の経営戦略となっておりますが、5 月の本常任委員協議会におきまして御説明させていただきました改定素案から変更がありませんでしたので、説明は省略させていただきます。

今後におきましては、わたしの意見提案制度の実施結果及び本経営戦略を市ホームページへ掲載するほか、7 月 29 日から 8 月 28 日まで交通部管理課、東部営業所、西部営業所、市役所各庁舎、支所、市民センターなどにおきまして縦覧を行うこととしております。

説明は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 7 年度における市営バスの交通事故発生状況について」報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 令和 7 年度における市営バスの交通事故発生状況について御報告いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 交通事故の種類別件数」につきましては、人身事故が 10 件、物損事故が 59 件、人身及び物損事故の両方に該当する事故が 2 件となっており、合計は 71 件で、前年度と比較して 21 件増加しました。

次に、「2 交通事故の過失別件数」につきましては、主な内訳として当方に過失があるものが 37 件、相手に過失があるものが 23 件となっております。

次に、「3 交通事故の月別件数」につきましては資料のとおりですが、降雪の影響などにより、前年度に比べ 1 月と 2 月の事故件数が増加しました。

交通部では、これまでも乗務員に対して、ドライブレコーダーの映像などを活用した運転研修の実施や営業所内において事故発生箇所の掲示、点呼時における運行管理者から乗務員への危険箇所の情報提供などの安全対策に取り組んでまいりました。

今後におきましても、安全運転研修の充実や気象・道路情報の把握及び共有など様々な方策により、交通事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「ねぶた祭、お盆の市営バス運行について」報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 今年のねぶた祭及びお盆期間における市営バスの運行について御報告いたします。

初めに、ねぶた祭期間中のバス運行について御報告いたします。

資料①「令和８年度 青森市営バスねぶた祭に伴うバス運行のご案内」を御覧ください。

ねぶた祭期間中につきましては、国道や新町通りなどが交通規制により通行止めとなるため、８月２日日曜日から６日木曜日までは１８時頃から、７日金曜日は正午頃から、ねぶた運行終了時まで市営バスの運行ルートを変更いたします。

変更するルートにつきましては、「変更となる運行経路」及び「青森市営バス迂回経路及び臨時バス停案内図」に記載のとおり、国道・新町通りの便を安方・本町経由や、中央古川・旧線路通りなどに迂回させるとともに、それぞれ臨時のバス停を設けることとしております。

資料の２ページを御覧ください。

ねぶた祭期間中の臨時バスにつきましては、お客様の利用状況に応じて、乗客の多い定期便に対し、続行便として随時バスを増発することとしております。

また、お客様の乗り残しが生じることのないよう、円滑な運行体制の確保に努めることとし、ねぶた祭が終了する２１時頃から２１時３０分頃までの間、運行いたします。

なお、８月７日金曜日は、青森花火大会に伴うしあわせプラザ周辺道路の車両規制のため、１７時以降のしあわせプラザ発の便は橋本小学校前発で運行します。

次に、お盆期間中における臨時便の運行について、御報告いたします。

資料②「令和８年度 青森市営バスお盆臨時バス運行のご案内」を御覧ください。

お盆期間のバス運行につきましては、昨年度の利用状況や定期便の運用状況を踏まえて、臨時便を設定いたしました。

運行日については、これまでと同様の日程となる８月１２日水曜日、１３日木曜日、１６日日曜日、２０日木曜日の４日間となります。

バスの時刻等は資料に記載のとおりですが、１ページ目が三内霊園行き、２ページ目が八甲田霊園・月見野霊園行きとなっており、需要に応じた便数を確保し、御利用に支障が生じないよう十分に配慮した運行計画としております。

最後に、ねぶた祭及びお盆期間中の臨時運行に関する周知につきましては、広報あおもりや交通部ホームページ、X、公式LINE、バスロケーションシステム、あおもりマイ時刻表、グーグルマップなどでお知らせするほか、それぞれの案内チラシを東西各営業所、青森駅前及びN T T青森支店前の発売所、市役所各庁舎、各市民センターなどへ設置、臨時バスの主要バス停留所への掲示を行うこととしております。

また、お盆の臨時便については、お墓所有者への霊園管理料納付書送付時に臨時バス時刻表を同封するなどし、広くお知らせしてまいります。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 そのほか、委員の皆さんから御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 除排雪についてなんですけれども、6月議会の閉会日に市長が記者会見をして、私たちも報道ベースで次の冬の今考えていることを知りました。

その後、雪ミーティングの資料がタブレットで配付されただけなんですけれども、議会への次の報告のタイミングなどは具体的に考えているのでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 6月議会以降は、これまで2回にわたりまして市のほうで来期——今年度の除排雪対策について、具体的にまとまって、それを公表できるものにつきましたは、まずもって、議会への説明は必要であるということで総務部総務課と調整しまして、まず、議長、副議長へ御報告いたしまして、その際に、それでは、この資料を各議員の皆様へ配付をすることによってよろしいでしょうかということで、そこで御了解をいただきまして、これまで2回やっているところであります。

また、今まずもって先に公表したほうがいいものということでやっていて、それ以外のものにつきました、今まさに内部あるいは関係機関等と調整している最中があります。それ以外はある程度まとまってきたときに、そこはまた議会の皆様には御説明を尽くしていくこととしております。ただ、具体的にどういう形でやるかなどということにつきましたは、現時点では、まずは、議長、副議長への説明を尽くした上で、議員の皆様への情報提供ということを基本として考えております。

またそこは、もし別なステージというか、場面でやるということがあれば、そこは前もってお知らせすることになると考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 詰めの作業はこれからだと思うんですけれども、これから雪ミーティングが開催されて——東部地区ではもう開催されたと思いますけれども——そこで出された意見や要望などは、我々に何らかの形で報告や資料提供などはなされるんですか。できれば、こういう声がありましたというのを私たちもつかみたいんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 雪ミーティングにおきまして、各町会長から頂戴した

御意見やアドバイスなどにつきましては、次の除排雪事業に当たっての参考とさせていただきますということで、いろいろお話をさせていただいているところであります。

それで、具体的にどういう御意見が出て、市ではそれに対してこういうふうを考えていますなどというところにつきましては、今、議会からそういうお話がありましたので、そこはそういう形で情報共有を図っていくということは可能だと考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 了解しました。

やっぱりどういう意見が出されて、何が反映されて何が無理なのかということも知ることはすごく大事な材料だと思いますので、そこはぜひよろしくお願いします。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかにありませんか。里村委員。

○里村誠悦委員 雪捨て場、雪置き場は、これからいろいろ市民や国・県に対して要望して借りるというふうな話や、また、学校の校庭など、その進捗状況はどうなんでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 事業者用の雪捨て場、あるいは学校施設を活用した雪寄せ場、あるいは市民向けの雪寄せ場、雪捨て場等につきましては、これは通年で調査しているところであります。

まず、議会の中でも御質問がありました学校施設につきましては、教育委員会のほうから物理的にここが可能ではないかというところにつきましては情報をいただいておりますので、今そこを一つ一つダンプトラックが入れるか、あるいは重機での作業が可能なものになるかなど、学校施設ですので、学校の先生や児童・生徒の利用が最優先というところになりますから、そういうところも踏まえて、今、最中、どの学校を利用させていただくかという調査・調整をしているところであります。

あと、業者用の雪寄せ場、雪捨て場、あるいは市民向けの雪寄せ場、雪捨て場につきましては、情報をいただいたところから随時調査しておりまして、これにつきましては、最終的には除排雪事業実施計画の中で明らかにしてまいりますけれども、必要に応じて、議会のほうにも情報提供していくことになると考えております。

○渡部伸広委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 いろいろ話を聞けば、雪置き場というか雪捨て場の条件が非常に難しくなっていると。いろいろな規格に当てはまらないと駄目だと。

そうではなく、我々が考える——素人が考えるには、その条件があっても、冬期間だけだから、それを外しておいて、凍結して、そこを雪捨て場にするとか。何かこう、これを許すとそのままいつてしまうんじゃないかという考えの下でやっているらしくて、非常に難しいとか何とかという話も来ています。

ですから、一番問題なのは雪を捨てる場所を確保することなので、その後にどうのこうのではないんです。ここのところをしっかりと、あまり難しくすると誰も貸す人がいなくなってしまうので。やはり、そのところはちゃんと踏まえてやっていただきたい。

またこういう意見が来れば、我々も話しますので、何とかそのところは考え方を变えて、雪捨て場にしたらそのままいっちゃうんじゃないかという、そういう考えではなく、雪捨て場は雪捨て場、冬期間だけですから、そのところをはっきりして、きちんと契約してやっていただければ。そういうことをよろしくお願いします。

○渡部伸広委員長 ほかにありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 私からも除排雪事業の中の一つの自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における青森市のいわゆる緑ナンバートラック——白ダンプ問題——今、かなり業者さんの中でぴりぴりしているみたいなんですけれども、私たちの除排雪事業におけるダンプカー、トラックですね。それ、許可が必要になるのかどうか、許可が不要なのかどうか、もうこれは確実に許可が必要になるよとかっていう、いろいろ関係があると思うんですけれども。なので、今日は詳しくはちょっと説明を求めませんけれども、後で詳しく、こういった場合は許可が必要です、許可が不要ですよ、許可が極めて高く必要になりますよっていうのをちょっと後日でも教えてもらえればなと思っておりました。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 いわゆる自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法による取扱いについてということで、除排雪に限らず、建設業全般に関わることで、私から回答させていただきます。

いわゆる白トラ規制ということで、今年度4月に施行されていますけれども、これに関して、今、中村委員からもあったような御懸念があるということは承知しておりまして、我々のほうでも7月6日に全国雪対策連絡協議会の要望等で国土交通省と意見交換する場がありましたので、市長が会長を務めている協議会の要望においても懸念を国土交通省にお伝えしているところであります。それを受けまして、青森河川国道事務所とも意見交換はしておりますので、随時そこは情報共有をしております。

その上で、説明いただいた内容としまして、改正法で違法——白トラ行為に関する従来の取扱いを変更するものではなく、また、建設関連会社等のなりわいと密接不可分の場合には法の許可は不要であるということの説明を受けておりまして、実際に国土交通省物流・自動車局からも事務連絡が出ていまして、周知が図られているということでした。

一方で、我々が聞いている話では、夏場の仕事と冬場の仕事といろいろとある中で、夏場の仕事が少なく、ちょっと撤退しなければならないという声を聞いているところもまた事実ではありますので、引き続きそのようなことを踏まえつつ、今

回白トラ規制に関しては、従来の取扱いを変更するものではないということは周知が必要かと思っておりますので、そこは適切に取り組んでいきたいと考えておりました。

〔中村美津緒委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、この際、委員として私が発言をしたいため、委員会条例第12条第1項の規定により副委員長と交代します。

〔里村誠悦副委員長と職務交代〕

○**里村誠悦副委員長** それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。渡部委員。

○**渡部伸広委員** ちょっと複数苦情が出ていますので、お伝えしたいと思います。

どこの担当課とは言いませんけれども、各課でいろいろな市の仕事を業者に発注するケースが多々あるかと思うんですが、その業者に対して非常に不適切な発言をしている方がいらっしゃいます。仕事を発注する側であるかもしれませんが、受注する業者を見下すような発言というのは、私はちょっと看過できません。

特に、本庁舎、駅前庁舎以外の出先のところに多く見受けられます。ですので、理事者の皆様は、そういう業者に対する言葉の使い方、これは厳に注意していただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

○**里村誠悦副委員長** この際、委員長と職務を交代いたします。

〔渡部伸広委員長と職務交代〕

○**渡部伸広委員長** そのほか委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)